令和７年度予算概算決定及び
令和６年度補正予算の概要

経営局就農・女性課

令和６年12月

農林水産省

目次

（令和7年度予算概算決定の概要）

○新規就農者育成総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

うち、経営発展支援事業・・ 2

うち、就農準備資金・経営開始資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

うち、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業・・・・・・・・・・・ 4

うち、農業教育高度化事業・・ 5

うち、農業人材確保推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

○雇用就農の総合的な推進・・ 7

うち、雇用就農資金・・ 8

うち、雇用体制強化事業・・・ 9

○外国人材受入総合支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

○女性が変える未来の農業推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○青年等就農資金・・ 12

○スマート農業教育推進・・・ 13

（令和6年度補正予算の概要）

○新規就農者確保緊急円滑化対策 14

○雇用就農緊急対策 15

新規就農者育成総合対策

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円）

＜対策のポイント＞
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を**地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．経営発展への支援
就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援
①　**新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
②　**研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援
①　地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**、**就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
②　農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
③　就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和６年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策
親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

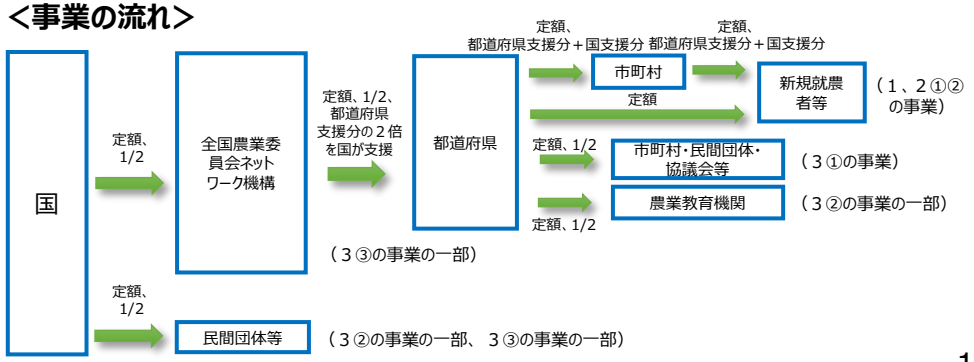

＜事業イメージ＞

１．経営発展への支援

経営発展支援事業※１
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※２（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（２①の交付対象者は上限500万円）
補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
［機械・施設等の修繕・移設・撤去（補助率　国：1/3、都道府県又は市町村：1/3（任意））を支援］

２．資金面の支援

①　経営開始資金※３
対象者：認定新規就農者※４(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
×最長３年間
補助率：国10/10

②　就農準備資金※３
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※５
×最長２年間
補助率：国10/10

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

①　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
・新規就農者の誘致体制の整備
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
就農前後の方々に対するトータルサポート活動
・研修農場の整備
実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

②　農業教育高度化事業
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・先進的な教育・研修モデルの創出　等

③　農業人材確保推進事業
就農相談会の開催　等

※１　取組計画に応じた事業採択方式で実施
※２　新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから５年以内に継承した者）が対象
※３　前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※４　新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから５年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
※５　支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち

経営発展支援事業

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円の内数）

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する**経営発展のための機械・施設等の導入**を**都道府県と連携して親元就農も含めて支援**します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が**認定新規就農者に対して機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、**都道府県支援分の２倍を国が支援**します。

・取組計画に応じた事業採択方式

＜地域計画早期実現支援枠＞

対象者：将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、49歳以下の認定新規就農者等

支援内容：①機械・施設等の修繕・移設・撤去等、②機械・施設等の導入

支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：①国1/3、都道府県又は市町村1/3(任意)
②都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2）

※経営開始資金との併用は不可

（令和６年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策のうち
世代交代・初期投資促進事業

①　世代交代円滑化タイプ

地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、

ア　農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

イ　機械・施設等の導入を一体的に支援します。

②　初期投資促進タイプ

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

＜事業の流れ＞

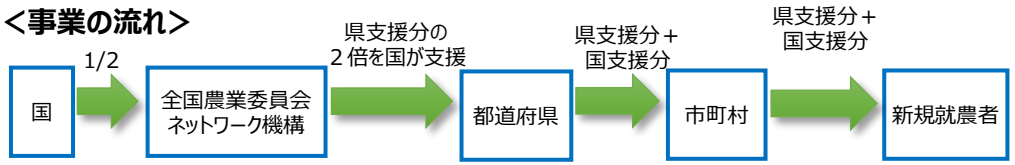

＜事業イメージ＞

国　＋　**都道府県**
新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成

▼

市町村（事業実施主体）
事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付　等

▼

新規就農者

対象者：**49歳以下**の認定新規就農者

支援額：**国費補助上限　500万円（補助対象事業費上限1,000万円）**
（経営開始資金の交付対象者は国費上限250万円）

補助率：**都道府県支援分の２倍を国が支援**（国の補助上限1/2）
〈例〉 国1/2、県1/4、本人1/4

主な交付要件：

1　独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和６年度以降が対象）

2　経営開始５年目までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
※　親元就農者の場合は、**継承する農業経営に従事してから５年以内に継承**し、継承する経営を発展させる計画（売上１割増等）であること

3　**目標地図に位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

4　本人負担分について金融機関から**融資を受けている**こと

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち

就農準備資金・経営開始資金

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円の内数）

＜対策のポイント＞
次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

＜事業目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**
交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者
交付額：**12.5万円**/月（**150万円**/年）[注1] を最長**２年間**
交付主体：・市町村
・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞
1　**独立・自営就農**※１、**雇用就農**又は**親元就農**※２を目指すこと
※１　**就農後５年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
※２　**就農後５年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、５年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
2　都道府県等が認めた研修機関等[注2]で**概ね1年以上**かつ**概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
3　常勤の雇用契約を締結していないこと
4　原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
5　研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

①　適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
②　以下の場合は返還となります。
・研修終了後１年以内に49歳以下で就農しなかった場合
・就農後、交付期間の1.5倍　（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合　等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**
交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者
交付額：**12.5万円**/月（**150万円**/年）[注1] を最長**３年間**
交付主体：市町村
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

＜主な交付要件＞
1　独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
2　経営開始５年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
3　経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
4　**目標地図に位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
5　原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

①　以下の場合は、交付停止となります。
・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
・適切な経営を行っていない場合　等
②　交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

＜事業の流れ＞

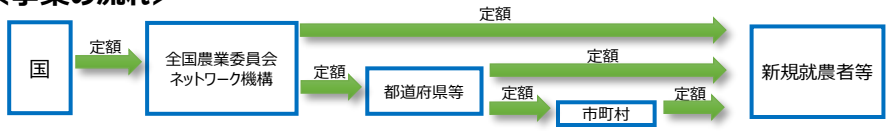

注１：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
注２：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、**地域の関係機関による誘致体制の整備**や、技術習得のための**研修農場の整備**、**就農前後の方に対するトータルサポート活動**、**就農に適した農地の整備等を一体的に支援**します。

＜事業の内容＞

１．新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。（定額）

２．研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う**研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援**します。（1/2以内）

（農地整備等関連事業）

３．遊休農地解消対策事業

目標地図において**受け手が位置付けられていない遊休農地**について、**農地バンク等による簡易な整備**を支援

４．基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善への支援**等

＜事業の流れ＞

国 →（定額、1/2）→ 全国農業委員会ネットワーク機構 →（定額、1/2）→ 都道府県 →（定額、1/2）→ 市町村、協議会、民間団体等

＜事業イメージ＞

新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

※「新規就農者参入促進計画」を作成
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載

（誘致の実践）

地域農業のＰＲコンテンツ作成、現地見学会開催　等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施
・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導　等を実施

相談対応・指導

研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

いずれも実施する場合は優先的に採択

就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業　／　基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2162）

新規就農者育成総合対策のうち

農業教育高度化事業

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入や施設の整備、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、先進農業者の下での現場実習、出前授業の実施に加え、就農前の研修や現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．全国事業

○　民間団体による以下の取組を支援します。
- 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
- 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組（定額又は1/2）
- 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

２．都道府県事業

○　各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置づけられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実、先進的な教育・研修モデルの創出等のための取組を支援します。

＜取組例＞
- スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
- 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備（1/2以内）
- 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組（定額）
- 就農前の研修や、現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出

※体系的なスマート農業、有機農業等、農業経営等の研修（定額、上限1,500万円／地区）

３．（令和６年度補正予算）

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

○　農業大学校・農業高校等における以下の取組を支援します。

①　農業用機械・設備の導入、無線LAN等のICT環境の整備（1/2以内）

②　有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組（グリーン教育推進）（定額、上限1,500万円／都道府県）

③　技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）

＜事業の流れ＞

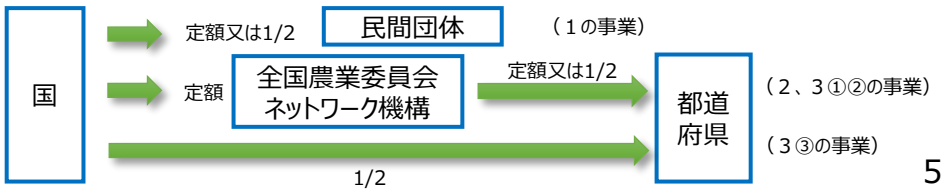

＜事業イメージ＞

全国段階

指導者・学生等向け研修の実施

民間農業教育機関※の教育高度化
※研修生の就農地が県域を超える場合

海外農業研修への参加

都道府県段階

○○県農業教育高度化プラン
1.地域の課題
2.農業教育の目的
3.目標
4.農業教育機関の役割分担
5.農業教育の高度化に必要な取組
・スマート農業のカリキュラム強化
・研修用機械・設備の導入
・先進農業者による出前授業
・LAN環境の整備　等

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成

高校での出前授業

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

先進的な教育・研修モデルの創出等

（取組例）体系的なスマート農業研修

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、研修に要する経費を支援
（取組例）耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

（補正予算）農業教育環境整備事業

①スマート農業機械等の導入

②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援（補助上限1,500万円/１都道府県）

（取組例）
- 有機実習ほ場の設置
- 研修用機械・設備の導入
- 指導者の確保・育成
- 教育コンテンツの作成
- 有機JAS講習会の受講　等

③研修施設等の整備

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課　（03-6744-2160）

新規就農者育成総合対策のうち

農業人材確保推進事業

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信**、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1．新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約した**ポータルサイト「農業をはじめる.JP」による就農希望者への情報発信**を支援します。

また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

2．就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

（令和６年度補正予算）

3．職業としての農業の魅力発信支援

大学農学部の学生等の農業関心層に対し、職業としての農業の魅力発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → 全国農業委員会ネットワーク機構（１の事業）

国 → 定額 → 民間団体（２,３の事業）

＜事業イメージ＞

＜新規就農相談・情報発信＞

全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、
全国データベースの管理・運営

全国データベースの管理、運営

＜就農相談会実施＞

東京・大阪での相談会（新・農業人フェア）の開催

＜職業としての農業の魅力発信＞

農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

雇用就農の総合的な推進

【令和７年度予算概算決定額　3,038（2,542）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞
農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用**等を総合的に推進します。

＜政策目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．就農希望者の新規雇用等への支援　資金　**3,038百万円**
【令和６年度補正予算】1,275百万円の内数

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

① **49歳以下の就農希望者**を新たに雇用し、研修を実施
（年間最大60万円※、最長４年間）
※　１経営体当たりの新規採択人数は５人まで、かつ３人目以降は年間最大20万円

② **新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者**を一定期間雇用し、研修を実施
（年間最大120万円、最長４年間（３年目以降は年間最大60万円））

③ **55歳未満の職員**を**次世代経営者として育成**するために**異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修**を実施（月最大10万円、最短３ヶ月～最長2年間）

また、正規雇用に向けて行われる**トライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ**等を支援します。

２．雇用体制強化への支援　**【令和６年度補正予算】1,275百万円の内数**

① **就労条件改善タイプ**　就労条件
地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善**のための取組を支援します。（補助率：定額）

② **産地間連携等推進タイプ**　産地連携
繁閑期の異なる**他産地・他産業との連携**等により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

＜事業の流れ＞

国
- 定額 → 全国農業委員会ネットワーク機構 → 定額 → 農業法人等（１の事業）
- 定額 → 民間団体等 → 定額 → 協議会等（２の事業）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2160）

雇用就農の総合的な推進のうち

雇用就農資金

【令和７年度予算概算決定額　3,038百万円（2,542百万円の内数）】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※１，２。**（年間最大60万円※３、最長４年間）**

２．新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します※１。

（年間最大120万円、最長４年間（３年目以降は年間最大60万円））

３．次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成します。

（月最大10万円、最短３ヶ月～最長2年間）

４．トライアル雇用就農の推進

正規雇用に向けて行われる**トライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ**等を支援します。

＜事業の流れ＞

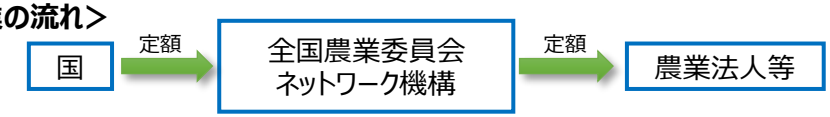

※１　新規雇用就農者の増加分が対象
（離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
※２　多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算
※３　１経営体当たりの新規採択人数は年間５人まで、かつ、３人目以降は年間最大20万円
※４　休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、
①年間総労働時間の就業規則等への規定、②産休・育休等の就業規則等への規定、
③人材育成及び評価の仕組みの整備、④男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、
⑤くるみん・えるぼしの認定
のいずれか２つ以上を実施

＜事業イメージ＞

○　雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ

＜農業法人等の主な要件＞

1　新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可）
2　労働環境の改善※４に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
3　過去５年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が２名以上の場合、農業への定着率が２分の１以上であること

＜新規雇用就農者の主な要件＞

1　支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
2　支援開始時点で、正社員として採用されてから４ヶ月以上12ヶ月未満であること
3　過去の農業就業期間が５年以内であること

○　次世代経営者育成支援タイプ

＜派遣元農業法人等の主な要件＞

・　派遣研修生を研修終了後１年以内に役員等へ登用すること

＜派遣研修生の主な要件＞

・　**原則55歳未満**の者であること

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2160）

雇用就農の総合的な推進のうち

雇用体制強化事業

【令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**就労条件改善**や**他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

＜事業目標＞

農業分野における労働環境の改善

＜事業の内容＞

１．就労条件改善タイプ

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。

【補助率：定額（上限2,000万円）】

※　関係機関（都道府県・市町村・JA等）＋農業経営体３者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、１者以上）

２．産地間連携等推進タイプ

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

【補助率：定額（上限350万円/年）】

また、**他産地・他産業との連携等による労働力確保に取り組む場合、確保した労働者の交通費・宿泊費を支援**します。

【補助率：定額（上限1,000万円）】

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等 →（定額）→ 協議会等

＜事業イメージ＞

１　働きやすい環境づくり計画に基づく就労条件改善等のための取組

計画の策定・推進 → 研修等の実施 → 就労条件改善の取組 → 労働力確保

【地域協議会等における取組例】

○**就業規則の策定・見直し**
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
○**労働時間の削減**
経営計画の見直し
経営分析・営農支援システムの導入等
○**労働負荷削減のための見直し**
作業工程の見直し、作業マニュアルの策定等
○**マネジメント体制の強化**
人事制度や人材管理システムの導入等

従業員の作業効率UP

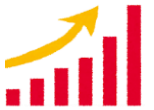

将来へのキャリアアップ展望

社会保険労務士へのコンサルティング相談

２　他産地・他産業との連携等による労働力確保

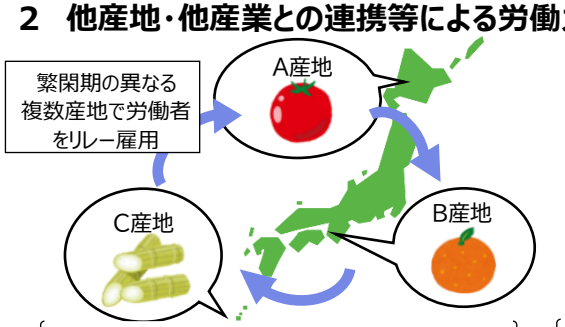

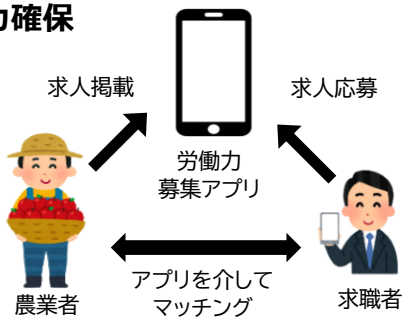

支援対象となる取組例
・産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数）に関する調査の実施
・連携産地による共同での人材の募集

支援対象となる取組例
・農業者向けアプリの利用説明会や 労務管理セミナーの開催
・求職者向け農作業紹介動画の作成

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2160）

外国人材受入総合支援事業

【令和７年度予算概算決定額　196（243）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

○　農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
○　外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

１．技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

２．外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

３．（令和６年度補正予算）雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

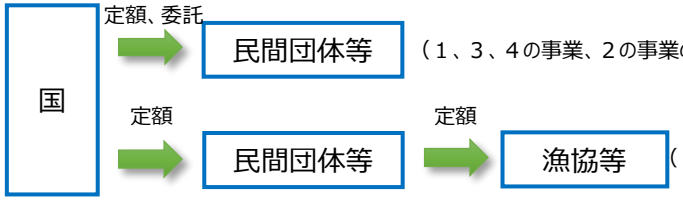

＜事業イメージ＞

○　**令和７年度当初予算**

技能試験の円滑な実施

・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

外国人材が働きやすい環境の整備

＜相談窓口の設置＞

・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

＜優良事例の収集・周知＞

・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

○　**令和６年度補正予算**

＜現地説明・相談会の実施＞

・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

＜学習機会の提供＞

・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施

［お問い合わせ先］

（農業分野）　経営局就農・女性課　（03-6744-2159）
（漁業分野）　水産庁企画課　（03-6744-2340）
（飲食料品製造業分野）　大臣官房新事業・食品産業部食品製造課　（03-6744-1869）
（外食業分野）　大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課　（03-6744-2053）

女性が変える未来の農業推進事業

【令和７年度予算概算決定額　60（74）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

女性農業者の能力の発揮等による**農業の発展**、**地域経済の活性化**のため、**地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用に向けた意思決定層の意識啓発**、**女性グループの活動**、**女性が働きやすい環境づくり**、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

＜事業目標＞

○ 農業委員に占める女性の割合向上　（30%［令和７年度まで］）
○ 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（15%［令和７年度まで］）
○ 土地改良区理事に占める女性の割合向上　（10%［令和７年度まで］）
○ 女性の認定農業者の割合向上　（5.5%［令和７年度まで］）
○ 家族経営協定の締結数増加　（70,000件［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．女性が変える未来の農業推進事業

①　女性活躍に向けた全国事業

農業分野における女性の登用に向けた**各組織の意思決定層のコミットメント強化**や、**地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及**の取組を支援します。

②　地域における女性活躍推進事業（地域事業）

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、**地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成**、**地域の女性農業者グループの活動**、**女性農業者の育児と農作業のサポート活動**等の取組を支援します。

２．（令和６年度補正予算）

雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業

男女別トイレや更衣室の確保等の**女性が働きやすい環境の整備や全国女性リーダー育成研修の実施**、**女性グループの活動支援**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

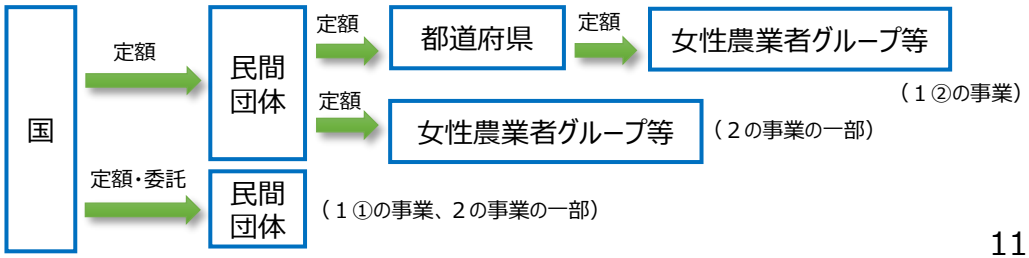

＜事業イメージ＞

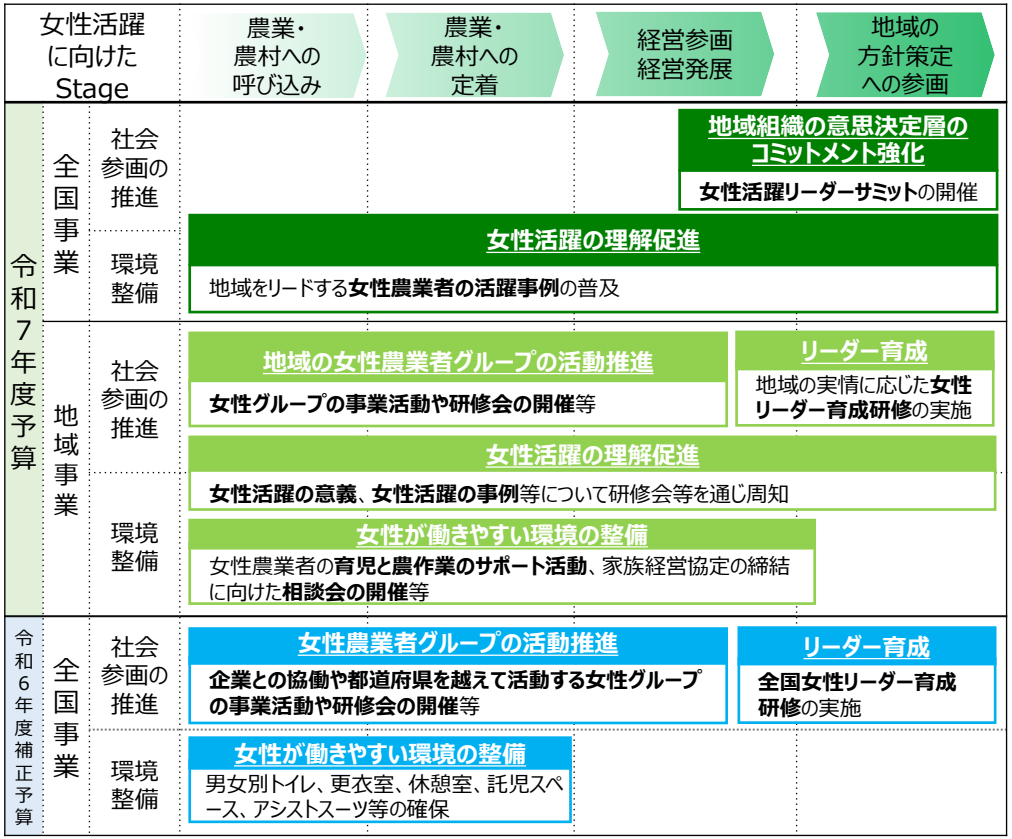

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課　（03-3591-5831）

青年等就農資金

【令和７年度予算概算決定額　580（460）百万円】

＜対策のポイント＞
新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

＜事業目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

新たに農業経営を営もうとする**青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援**します。

（１）貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
農業経営を開始してから５年以内のものを含み、認定農業者を除く。

（２）資金使途　：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）
※農地等の取得は除く

（３）貸付限度額：3,700万円(特認限度額１億円)

（４）貸付利率　：法定無利子

（５）償還期限　：17年以内(据置期間５年以内)

（６）担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

（７）貸付主体　：株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

（８）融資枠　　：180（180）億円
（うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠 2.2（2.2）億円）

[予算事業]

１．青年等就農資金利子補給金　　516（396）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

２．青年等就農資金円滑化業務出資金　64（64）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

＜事業イメージ＞

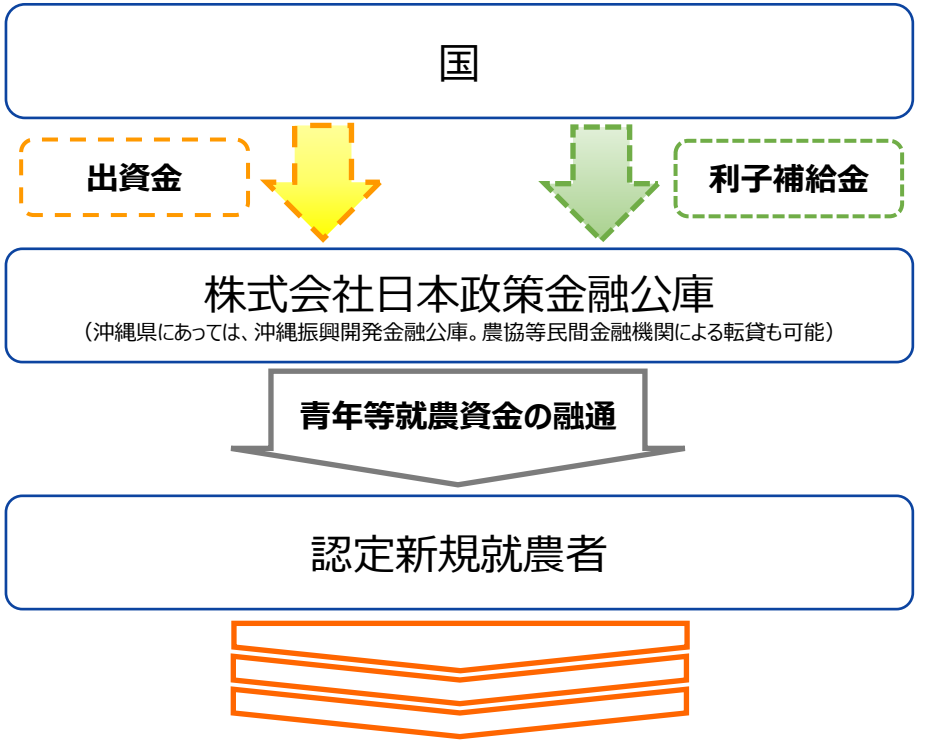

新規就農者の就農・定着を促進

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

⑤スマート農業教育推進

【令和７年度予算概算決定額　38（－）百万円（技術会議事務局計上）】

＜対策のポイント＞
スマート農業の実装に当たっては、**スマート農業機械等を使いこなし、データを経営に活かすことができる人材の育成が重要**です。
このため、農業大学校や農業高校等の学生や農業者等が、**スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備**を行います。

＜事業目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%に向上［令和12年度まで］

＜事業の内容＞

スマート農業に精通する人材の育成を進めるためには、**就農を志す学生や経営を発展させたい農業者**等が、**スマート農業技術を体系的に学習**できる環境整備を進める必要があります。このため、以下の取組を行います。

１．スマート農業のオンライン講座

スマート農業技術の基礎知識や経営効果、データの取得・分析・活用方法など、**スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座**を開講します。

２．スマート農業の体験型研修

スマート農業技術を直接体験できる研修を全国各地で実施します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等（公設試、大学を含む）

＜事業イメージ＞

1．スマート農業のオンライン講座の実施

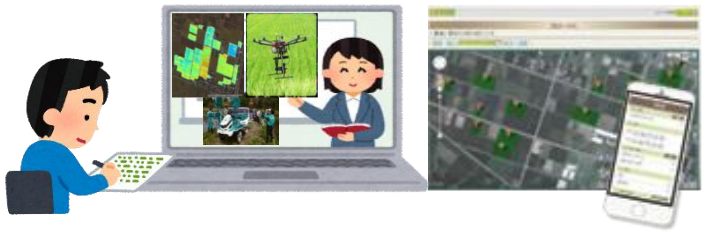

【内容】
スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座（e-ラーニング）を開講

2．スマート農業の体験型研修

【内容】
全国各地でのスマート農業研修

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2162）

新規就農者確保緊急円滑化対策

【令和６年度補正予算額　5,416百万円】

＜対策のポイント＞

将来の担い手の円滑な確保を図るため、**親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展**に向けた取組を支援するとともに、**就農前後の資金の交付**、**農業大学校・農業高校等の教育環境の整備**及び**農業の魅力発信の取組による人材の呼び込み等の支援**を行います。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．経営継承・発展の支援

①　世代交代円滑化タイプ

地域計画の実現に向け、**親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展**できるよう、

ア　**農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用**や、**法人化、専門家の活用**等の**円滑な経営移譲に向けた取組**

イ　**機械・施設等の導入を一体的に支援**します。

②　初期投資促進タイプ

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

３．農業大学校・農業高校等の農業教育環境の整備に対する支援

① 農業用機械・設備等の導入（補助率：１/２）

スマート農業等の教育の高度化に必要となる**農業用機械・設備の導入**、無線LAN等の**ICT環境の整備**を支援します。

② グリーン教育推進（補助率：定額）

有機農業教育の充実を図るため、**有機農業専攻・科目の設置**や**有機JAS認証の取得**に向けた取組をパッケージで支援します。

③ 研修施設等の整備（補助率：１/２）

技術習得等に必要となる**研修施設等の整備**を支援します。

４．農業への人材呼び込みの支援

大学農学部の学生等の農業関心層に対し、職業としての農業の魅力発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

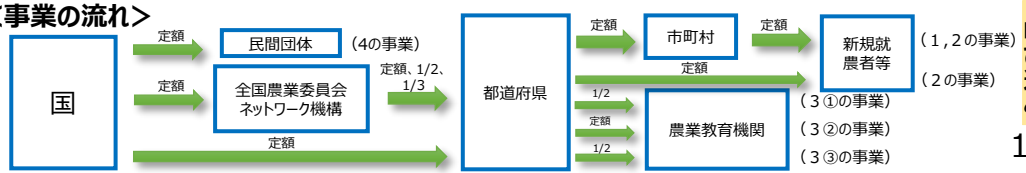

＜事業イメージ＞

農業経営の継承・発展

①世代交代円滑化タイプ

（ア）離農予定者等の経営資源の有効利用や経営移譲に向けた取組
（イ）機械・施設等の導入を一体的に支援

【補助率】（ア）国:1/3、都道府県又は市町村:1/3（任意）※補助を行う場合ポイント加算
（イ）都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2）

機械・施設等の修繕・移設・撤去　法人化、外部専門家の活用　機械・施設等の導入

②初期投資促進タイプ

新規就農者に対して、機械・施設等の導入を都道府県と連携して支援

【補助率】都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2）

資金の確保

就農時49歳以下の研修期間中の就農希望者や新規就農者に対して12.5万円/月（150万円/年）を交付

農業教育環境の整備

①スマート農業機械等の導入

ドローン　自動操舵システム　水管理システム　無線LAN、タブレット

②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援
（補助上限1,500万円/１都道府県）

（取組例）
- 有機実習ほ場の設置
- 研修用機械・設備の導入
- 指導者の確保・育成
- 教育コンテンツの作成
- 有機JAS講習会の受講　等

③研修施設等の整備

農業用ハウス

畜舎

人材の呼び込み

大学農学部の学生等の農業関心層に対し農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援

［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課（03-3502-6469）

雇用就農緊急対策

【令和６年度補正予算額　1,275百万円】

＜対策のポイント＞

女性や外国人材も含め、能力を発揮しつつ安心して働くことができる環境を整備するために、**就労条件の改善**や**他産地・他産業との連携等による労働力確保の推進**、**雇用就農を促進するための資金の交付**、**女性の就農環境改善・活躍推進**、**外国人材の呼び込み体制の強化**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- ○　農業分野における労働環境の改善
- ○　女性の農業経営や地域の方針策定への参画の推進
- ○　40代以下の農業従事者の拡大
- ○　農業分野における外国人材の確保

＜事業の内容＞

１．雇用体制強化事業

（１）就労条件改善タイプ

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善**のための取組を支援します。

※　関係機関（都道府県・市町村・JA等）＋農業経営体３者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合、１者以上）

（２）産地間連携等推進タイプ

繁閑期の異なる他産地・他産業との連携等により**産地の労働力確保を推進する取組**を支援します。

２．雇用就農緊急支援資金

農業法人等が**49歳以下の就農希望者を新たに雇用**し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付します。

３．女性の就農環境改善・活躍推進に対する支援

女性が働きやすい環境の整備、**全国女性リーダー育成研修の実施**等を支援します。

４．外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

外国人材の呼び込みのための**現地説明・相談会**や中長期的な活躍に向けた**外国人材の育成**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

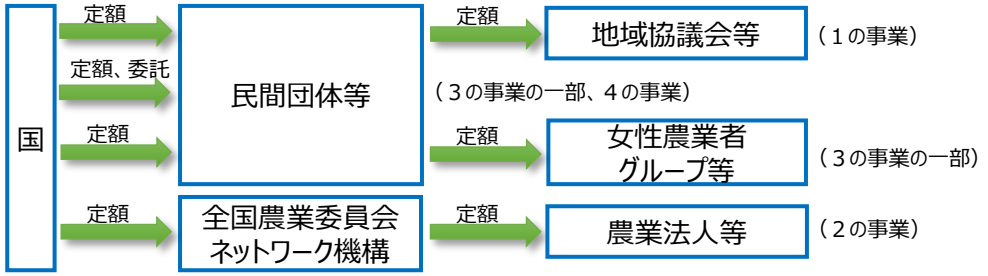

＜事業イメージ＞

女性や外国人材を含め、能力を発揮しつつ、安心して働くことができる環境の整備

就労条件の改善

○就業規則（労働時間、休憩・休暇、賃金等）の策定・見直し
○労働負荷削減のための作業工程の見直しや作業マニュアルの策定
○人事評価制度の導入　等

従業員の作業効率UP

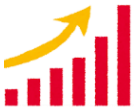

将来へのキャリアアップ展望

労働力確保の推進

○繁閑期の異なる他産地・他産業との連携
○労働力募集アプリの活用を促すためのPR資料の作成や研修会の開催　等

（例）繁閑期の異なる複数産地で労働者をリレー雇用

女性の就農環境改善・活躍推進

○女性が働きやすい環境整備（男女別トイレや更衣室等の確保）
○全国女性リーダー研修の実施　等

男女別トイレの確保

アシストスーツの導入

外国人材の呼び込み

＜現地説明・相談会の実施＞

○海外教育機関等と連携し、日本の農業現場での就労意欲の喚起を図るための説明・相談会

＜学習機会の提供＞

○農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施

［お問い合わせ先］　経営局就農・女性課（03-3502-6469）